

## 川崎市福祉のまちづくり条例に関するQ &amp; A

法：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律  
 令：同 施行令  
 施行規則：同 施行規則  
 条例：川崎市福祉のまちづくり条例  
 条例規則：川崎市福祉のまちづくり条例施行規則

番号	質問	回答
1	共同住宅の専用部分には整備基準が適用されるか？	<p>共同住宅の各専用部分(玄関扉を含む)は対象外です。          敷地に接する道から各専用部分までの共用部分、駐車場がある場合は駐車場までの共用部分は対象です。          なお、専用部分以外の共用部分(例えば、共用の集会室、フィットネスルーム、スタディールーム、喫煙ルーム、便所、ゲストルーム等)は、利用者の利用に供する各室及び便所とみなし、各部分とそこへ至る経路に整備基準が適用されます。</p>
2	自社ビルである事務所の事務室には整備基準が適用されるか？	<p>条例第15条により、整備基準に適合させるべき部分を含まない計画(自社の従業員のみの利用)は、事前協議の対象外です。          ただし、当該事務所において、サービス等の提供を受ける者の利用に供する室(来客用窓口、従業員専用ではない会議室、来客用便所等)がある場合には、各部分とそこへ至る経路に整備基準が適用されます。          なお、複数の事務所が入るテナントビルの場合は、テナント区画をサービス等の提供を受ける者の利用に供する室とみなし、テナント出入口(便所などの共用部分があればその部分も含む)とそこへ至る経路に整備基準が適用されます。</p>